

用語の解説（農林業経営体調査）（抜粋）

【農林業経営体】

1 農林業経営体

農林業経営体

・農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作業の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15 a
 - ② 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③ 果樹栽培面積 10 a
 - ④ 露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

・農林業経営体のうち、(1)、(2) 又は (4) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

・農林業経営体のうち、(3) 又は (5) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

・個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

・個人経営体以外の経営体をいう。

【総農家等】

農家

- ・調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

- ・経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

自給的農家

- ・経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家

- ・農家以外で耕地等を 5 a 以上所有している世帯をいう。

農作業受託のみを行う経営体

- ・農業経営体のうち、農家等から委託を受けて農作業を行う経営体のうち、調査期日現在で 10 a 以上の経営耕地を有さず、かつ、調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 15 万円未満の経営体をいう。

農業生産を行う経営体

- ・農業経営体のうち、上記以外の経営体をいう。

家族経営体

- ・1 世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化した経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

組織経営体

- ・世帯で事業を行わない経営体（家族経営体でない経営体）をいう。

農地所有適格法人である経営体

- ・農業経営体のうち、農地所有適格法人に該当する経営体をいう。

なお、平成 28 年 4 月 1 日からの改正法の施行に伴い、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業経営を行うために農地を取得できる法人の呼称は、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更された。

林家

- ・調査期日現在の保有山林面積が 1ha 以上の世帯をいう。